

薬食監麻第0223004号

平成21年2月23日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成21年厚生労働省告示第36号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

記

1. 改正要旨

検定を受けるべき医薬品として新たに乾燥細胞日本脳炎ワクチンを指定し、その検定手数料、試験品の数量及び検定基準を定めたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年2月23日）



編集・印刷
独立行政法人 国立印刷局

官報

日 次

省 令

- 保安林の指定施業要件を変更する件
(同二四八)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(経済産業二四)
- 自動車の型式を指定した件
- 自動車の装置の型式を指定した件
(同一八一~一八八)
- 小型特殊自動車の型式を認定した件
(同一八九~一九四)
- 水先人の免許を与えた件(同一九五)
- 旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件(観光庁二)
- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件(同二~三)
- 旅行業法の規定に基づく業務の休廻止の件(同四~五)
- 海上における射撃訓練を実施する件
(防衛三〇、三一)
- 海上における投下訓練を実施する件
(海上保安庁七二)
- 道路に関する件(東北地方整備局八)
- 荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件
(関東地方整備局三八、三九)
- 道路に関する件
(四国地方整備局一四)
- 道路に関する件(沖縄総合事務局五)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(厚生労働一七)
- 不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(法務八八)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(厚生労働三四)
- 生物学的製剤基準の一部を改正する件(同三五)
- 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第十九条及び第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

公 告

諸事項

官 厅

財団、商業登記抹消、司法書士懲戒

相続、公示催告、失踪、除権決定、

破産、免責、特別清算、再生関係

取扱い

裁判所

公債抽せん

会社その他

東京都区

関係

鳥山支局

に改める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務省令第三号

商事登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月二十三日

法務大臣 森 英介

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則(昭和二十四年法務府令第十

三号)の一部を次のように改める。

第六条第二項中「鳥山支局」を「日光支局及び

平成二十一年二月二十三日

官 厅 報 告

省 令

国家試験

商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第一条(他の法令の規定において準用する場合を含む)の規定に基づき

